

公立大学法人熊本県立大学就業規則（案）について

県立大学の法人化後は、職員の労働関係については、地方公務員法や県の関係条例、規則等にかわって、全面的に労働基準法等が適用されることから、就業規則を作成する必要がある。

- 1 「就業規則」とは、使用者が職場での労働者の労働条件や服務規律などについて定めた規則。労働基準法により、常時10人以上の労働者を使用する使用者はこれを作成し、労働基準監督署に届け出る義務がある。
- 2 ここで言う「就業規則」は、本体と言うべき「公立大学法人熊本県立大学職員就業規則」だけでなく、「勤務時間、休日及び休暇等規則」「給与規則」「兼業規則」（各規則の名称は仮称）など別途作成する規則を合わせたものを言い、労働基準監督署にも全てを揃えて届け出る。

1 就業規則作成にあたっての基本的な考え方

- (1) 現行の人事労務制度を基本的に維持
職員の労働条件が、労働基準法等の法令に違反しない範囲で、不利益変更とならないような制度とする。
（例）年休の取得単位、特別休暇の種類・期間
- (2) 新たな適用法令に対応
基本的には現在の制度や規則を引き継ぎながらも、多くの新たな適用法令へ対応できる制度とする。
（例）育児休業の取得者の範囲
- (3) 非公務員型の弾力的な運用
非公務員型地方独立行政法人のメリットを活かし、教育研究活動を活性化するための弾力的な制度とする。
（例）兼業兼職の基準の緩和

2 就業規則の構成

（別紙のとおり）

3 今後の主な検討項目

- (1) 労働時間制度の検討について
- (2) 教員任期制の検討について